

広島県告示第三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県竹原市忠海町、同市忠海長浜一丁目、同市忠海長浜二丁目、同市忠海長浜三丁目、同市忠海東町一丁目、同市忠海東町三丁目、同市忠海中町三丁目、同市忠海中町四丁目及び同市忠海床浦一丁目地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
忠海長浜一丁目（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜一丁目（二三三―一）
忠海長浜一丁目（二三三―二）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜一丁目（二三三―二）
忠海長浜一丁目（二三三―三）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜一丁目（二三三―三）
忠海長浜二丁目（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜二丁目（二三三―一）
忠海長浜二丁目（二三三―二）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜二丁目（二三三―二）
忠海長浜二丁目（二三三―三）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜二丁目（二三三―三）
忠海町（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海町（二三三―一）
忠海町（二三三―二）	急傾斜地の崩壊	忠海町（二三三―二）
忠海町（二三三―三）	急傾斜地の崩壊	忠海町（二三三―三）
忠海中町四丁目（二三三―四）	急傾斜地の崩壊	忠海中町四丁目（二三三―四）
忠海東町三丁目（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海東町三丁目（二三三―一）
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
忠海長浜一丁目（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜一丁目（二三三―一）
忠海長浜一丁目（二三三―二）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜一丁目（二三三―二）
忠海長浜一丁目（二三三―三）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜一丁目（二三三―三）
忠海長浜二丁目（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜二丁目（二三三―一）
忠海長浜二丁目（二三三―二）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜二丁目（二三三―二）
忠海長浜二丁目（二三三―三）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜二丁目（二三三―三）
忠海町（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海町（二三三―一）
忠海町（二三三―二）	急傾斜地の崩壊	忠海町（二三三―二）
忠海町（二三三―三）	急傾斜地の崩壊	忠海町（二三三―三）
忠海中町四丁目（二三三―四）	急傾斜地の崩壊	忠海中町四丁目（二三三―四）
忠海東町三丁目（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海東町三丁目（二三三―一）
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
忠海長浜一丁目（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜一丁目（二三三―一）
忠海長浜一丁目（二三三―二）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜一丁目（二三三―二）
忠海長浜一丁目（二三三―三）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜一丁目（二三三―三）
忠海長浜二丁目（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜二丁目（二三三―一）
忠海長浜二丁目（二三三―二）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜二丁目（二三三―二）
忠海長浜二丁目（二三三―三）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜二丁目（二三三―三）
忠海町（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海町（二三三―一）
忠海町（二三三―二）	急傾斜地の崩壊	忠海町（二三三―二）
忠海町（二三三―三）	急傾斜地の崩壊	忠海町（二三三―三）
忠海中町四丁目（二三三―四）	急傾斜地の崩壊	忠海中町四丁目（二三三―四）
忠海東町三丁目（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海東町三丁目（二三三―一）
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
忠海長浜一丁目（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜一丁目（二三三―一）
忠海長浜一丁目（二三三―二）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜一丁目（二三三―二）
忠海長浜一丁目（二三三―三）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜一丁目（二三三―三）
忠海長浜二丁目（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜二丁目（二三三―一）
忠海長浜二丁目（二三三―二）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜二丁目（二三三―二）
忠海長浜二丁目（二三三―三）	急傾斜地の崩壊	忠海長浜二丁目（二三三―三）
忠海町（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海町（二三三―一）
忠海町（二三三―二）	急傾斜地の崩壊	忠海町（二三三―二）
忠海町（二三三―三）	急傾斜地の崩壊	忠海町（二三三―三）
忠海中町四丁目（二三三―四）	急傾斜地の崩壊	忠海中町四丁目（二三三―四）
忠海東町三丁目（二三三―一）	急傾斜地の崩壊	忠海東町三丁目（二三三―一）

区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項

忠海東町一 丁目(二三 三五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海東町一 丁目(二三 三五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海町(二 三三七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海町(二 三三七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海町(二 三三八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海町(二 三三八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海町(二 三三八―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海町(二 三三八―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海東町四 丁目(二三 三八―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海東町四 丁目(二三 三八―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海床浦一 丁目(二三 五四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海床浦一 丁目(二三 五四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海中町三 丁目(六三 四五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海中町三 丁目(六三 四五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海町(六 三四五―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海町(六 三四五―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海町(六 三四五―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海町(六 三四五―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海町(六 三六六―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海町(六 三六六―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海町(六 三六六―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海町(六 三六六―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海町(六 六四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海町(六 六四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海長浜三 丁目(六六 四―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海長浜三 丁目(六六 四―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海町(六 六四―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海町(六 六四―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海床浦一 丁目(六六 五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海床浦一 丁目(六六 五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海床浦一 丁目(六六 五―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海床浦一 丁目(六六 五―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忠海東町三 丁目(六六 六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	忠海東町三 丁目(六六 六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり





奥榎迫谷（ 二五九隣）	土石流	次の図のとおり	奥榎迫谷（ 二五九隣）	土石流	次の図のとおり
大久野島（ 五一三一隣）	土石流	次の図のとおり	大久野島（ 五一三一隣）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。